

大阪地方裁判所平成29年(ヨ)第1213号大飯原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件

1 概要

- ① 債権者(申立人): 児玉正人(京都府南丹市) ② 債務者: 関西電力株式会社
- ③ 裁判官: 大阪地裁第1民事部(保全部) 北川清(裁判長), 谷口哲也, 田中いゑ奈
- ④ 申立ての趣旨: 大飯原発3,4号機を運転してはならない(仮処分)
- ⑤ 経過: 2017年12月25日申立て

2018年2月7日(第1回審尋期日) 森純子裁判長

2018年4月18日(第2回審尋期日)

2018年7月9日(第3回審尋期日) 島崎邦彦氏, 関西電力社員による説明

2018年10月16日(第4回審尋期日) 北川清裁判長に交代

2018年11月2日審理終結

2019年3月28日15時頃 決定書交付予定

2 争点

原子力規制委員会前委員長代理である島崎邦彦氏の「大飯原発の基準地震動856ガルは過小評価になっている」との証言¹の信用性

(1) 島崎証言の要旨

- ① 大飯原発周辺のFO-A~FO-B~熊川断層のように垂直または垂直に近い断層について, 地震前の情報に入倉・三宅式を当てはめると, 地震モーメント(地震の大きさ)を3分の1ないし4分の1に過小評価してしまう。

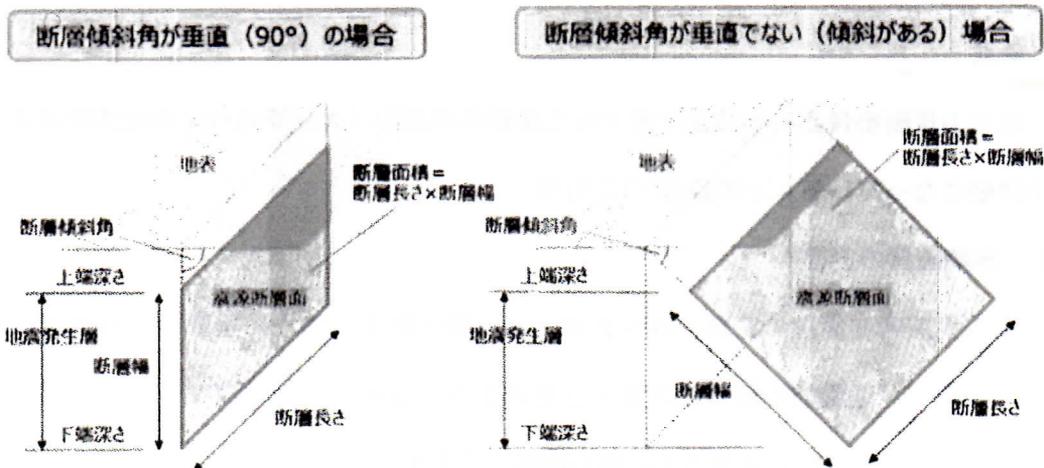
¹ 名古屋高等裁判所金沢支部平成26年(ネ)第126号大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件(以下「大飯控訴審」という。)2017年4月24日証人尋問

	観測記録 10の18乗 Nm	断層長さ km	武村式	山中・ 島崎式	松田式 +武村 (1990)	入倉・ 三宅式	入倉・三宅 /観測記録	断層 傾斜角
1981年 鳥取地震	180	69	210	180	130	52	0.29倍	90°
1930年 北伊豆地震	27	27	32	28	21	7.9	0.29倍	90°
2011年 東日本大震災	11	19.5	17	14	11	5.5	0.50倍	60°
1927年 北丹波地震	46	33	48	41	31	12	0.26倍	90°
1943年 鳥取地震	36	30	39	34	25	9.8	0.27倍	90°
1945年 三河地震	10	21	19	17	13	19	1.9倍	
1985年 兵庫県南部地震	22	32	45	39	29	11	0.50倍	90°
2016年 熊本地震	47	31	42	37	27	13.7	0.29倍	60°

29

なぜ、入倉・三宅式は、垂直または垂直に近い断層に当てはめると、他の式に比して過小評価となるのか？

→他の式は断層の長さから求めるのに対し、入倉・三宅式は断層の面積から求めるため。



【図表 6.8 断層傾斜角と震源断層面積との関係】

垂直または垂直に近い断層では断層幅が短くなる。→断層の面積も小さくなる。

② 関西電力が主張する「詳細な調査」や「保守的な設定」では、入倉・三宅式による過小評価のおそれはなくなる。

規制庁の試算結果によれば、武村式を使えば入倉・三宅式を使う場合よりも地震動は80%程度増える一方、例えば、関西電力が主張する「保守的な設定」である「FO-A～FO-B～熊川断層の3連動の想定²」で増える地震動は8%強に過ぎず、桁違いの問題である。

(2) 債権者（住民）の主張の要旨

- ① 日本の地震学の権威であり、原子力規制委員会委員長代理として、大飯原発の基準地震動について責任者として審査を担当していた島崎氏が、大飯原発の基準地震動は過小であると認めている。
- ② 入倉・三宅式の共同作成者である入倉孝次郎氏は、地震発生後の情報である強震動記録を用いた解析結果を整理すれば、一定のばらつきの範囲で入倉・三宅式に合致する旨反論するのみで、地震発生前の情報に入倉・三宅式を当てはめると地震モーメントを過小評価してしまうという指摘については認めている³。
- ③ 関西電力は、大飯控訴審において、島崎氏の証人尋問の後に複数の専門家の意見書を提出する予定である旨述べたにもかかわらず、大飯控訴審においても本件においても専門家の意見書は提出されていない。
- ④ 強震動地震学の第一人者である額額一起氏は、レシピ（震源断層を特定した地震の強震動予測手法）について、過去の地震記録がない場合は、入倉・三宅式を用いるレシピ（ア）よりもレシピ（イ）の方が予測手法として当面安定的である可能性が高い旨述べ、地震本部は、2016年12月、過去の地震記録がない場合は、レシピ（ア）だけでなく、レシピ（イ）を併用するようにレシピを修正したが、大飯原発の基準地震動の策定にあたっては、過去の地震記録がないにもかかわらず、レシピ（イ）が併用されていない。

² 島崎氏は、FO-A～FO-B～熊川断層について、関西電力による断層の長さの設定及び3連動の想定が保守的とはいえない旨証言している。

³ 島崎邦彦氏の日本地球惑星科学連合2016年大会（2016/05/25）での発表「過小な日本海『最大クラス』津波断層モデルとその原因」へのコメント

http://www.kojiro-irikura.jp/pdf/comment_final-revision3.pdf

い。瀬瀬氏も、大飯原発の基準地震動を策定する際にもレシピ修正を踏まえてレシピ（イ）を適用すべき旨述べている。

→ 本件のように専門・技術的な問題は、専門家の意見が決定的に重要である。

本件においてその証言の信用性が問題になっている島崎氏は、日本の地震学の権威であるのみならず、原子力規制委員会前委員長代理であり、かつ、大飯原発の基準地震動の審査の責任者であった人である。島崎氏が大飯原発の基準地震動が過小評価になっていると指摘することは、自身が行った審査に誤りがあったと述べているに等しいが、島崎氏がこのように自身にとっても不利益な証言を虚偽に行うことは考えられず、科学者としての信念に基づき証言したとしか考えられない。

他方、本件で過小評価の原因と指摘されている入倉・三宅式を作った入倉氏も、島崎氏の指摘を否定できていない。本来であれば、関西電力において、島崎氏の見解とは異なる専門家の証人尋問を行い、島崎証言の信用性を否定する訴訟活動を行うところであるが、そのような専門家の証人尋問はおろか、意見書すら提出されていない。

さらに、強震動地震学の第一人者である瀬瀬氏も、島崎氏と同趣旨の見解を述べ、地震本部での専門家の議論を経た結果、レシピの修正にまで至っている。

以上のとおり、専門家の意見が決定的に重要な本件において、島崎証言を否定する専門家の意見は提出されていないことから、裁判所が島崎証言の信用性を否定することはできないはずである。